

児童福祉週間



厚生労働省では、こどもや家庭、こどもの健やかな成長について国民全体で考えることを目的に、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を児童福祉週間と定めています。すべてのこどもが家庭や地域において、豊かな愛情に包まれながら、夢と希望をもって未来の担い手として、個性豊かに、たくましく育っていきけるような環境・社会をつくっていくことが重要です。

<令和6年度 児童福祉週間標語>

すきなこと どんどんふやして おおきなあれ

5月 総合センターの行事予定

1	水	⑧おはなしらんど
2	木	⑧親子で遊ぼうDAY
3	金	
4	土	
5	日	
6	月	
7	火	
8	水	
9	木	保健相談
10	金	⑩卓球デー
11	土	
12	日	
13	月	
14	火	
15	水	⑧おはなしらんど ⑩人権啓発ビデオ上映会
16	木	⑧親子で遊ぼうDAY

17	金	⑩卓球デー 人権啓発ビデオ上映会
18	土	
19	日	
20	月	
21	火	⑧わくわくひろば ⑧子育てコーディネーター訪問日
22	水	
23	木	セクシュアルマイノリティ相談・学習会
24	金	⑩卓球デー
25	土	
26	日	
27	月	
28	火	産後ケア交流会 ⑧子育てコーディネーター訪問日
29	水	
30	木	
31	金	⑩卓球デー

遊び場開放

月～金

★遊戯室の開放時間：⑧午前9時～午後4時半

★体育室の開放時間：⑧午後1時～3時

⑩午後3時半～4時45分(金曜日は午後4時半まで)

総合センター相談事業

生活人権相談

毎週月～金曜日
午前9時～午後5時

隣保館相談指導員が
対応します。

子育て相談

毎週月～金曜日
午前9時～午後5時

保育士や児童厚生員
の資格を持つ職員が
対応します。
ZOOM対応可(事前予約制)

セクシュアル マイノリティ 相談・学習会

毎月第4木曜日
午後1時半～4時
電話相談可、5/23

当事者団体の方、
隣保館相談指導員
が対応します。

保健相談

毎月第1木曜日
5/9、6/6
午後1時半～時

保健師が
対応します。